

報告第17号

専決処分(損害賠償の額の決定及び和解)の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき議会が指定した市長の専決処分事項の項目である下記の事件を次のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年12月24日提出

備前市長 吉 村 武 司

記

専決第6号 物損事故損害賠償額の決定及び和解

専決第7号 物損事故損害賠償額の決定及び和解

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和3年12月10日

備前市長 吉村 武司

専決 番号	事 件 名	賠 償 金	保 險 等 補 填 額	相 手 方	事 件 の 概 要
6	物損事故 損害賠償 額の決定 及び和解	円 59,741	円 0	備前市***** 〇〇〇〇	令和3年6月14日午後2時頃、東片上地内の相手方の所有 地において、相手方がトラクターで「しろかき」作業を行 っていたところ、市の道路拡幅工事の不備により生じたぬ かるみに運転していたトラクターが沈み込み、破損をさせ たもの

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和3年12月10日

備前市長 吉村 武司

専決 番号	事 件 名	賠 償 金	保 險 等 補 填 額	相 手 方	事 件 の 概 要
7	物損事故 損害賠償 額の決定 及び和解	円 274,120	円 0	備前市***** 〇〇〇〇	令和3年6月19日午前10時30分頃、東片上地内の相手方の 所有地において、相手方が田植え作業を行っていたとこ ろ、市の道路拡幅工事の不備により生じたぬかるみに運転 していた田植え機が沈み込み、破損をさせたもの